

しまね住宅総合相談員登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島根県内の住宅の品質を高め、住宅市場における県民の利益の保護及び増進を図るため、県民からの住まいづくりに関する相談に無報酬で応じる住宅総合相談員の登録制度に関し必要な事項を定めることにより、県民の豊かな住生活の実現に資することを目的とする。

(登録)

第2条 一般財団法人島根県建築住宅センター理事長（以下、「理事長」という。）は、次の各号（第3号については、第3項の更新の登録をする場合に限る。）の要件を満足する者をしまね住宅総合相談員（以下、「相談員」という。）として登録することができる。

- (1) 一般財団法人島根県建築住宅センター（以下、「センター」という。）が実施する相談員登録講習を受講し、修了した者であること。
 - (2) 無報酬で相談員の業務を行う意志があること。
 - (3) 理事長が指定する講習（以下、「指定講習」という。）を受講するなどにより、相談員として必要な知識や技術力の維持、向上に継続して努めていること。
- 2 前項の登録の有効期間は、前項第1号に定める相談員登録講習又は指定講習を受講した日から、同日の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までとする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き登録を受けようとする者は、更新の登録を受けることができる。

(登録の申請)

第3条 前条第1項の登録（同条第3項の更新の登録を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる書類等を理事長に提出するものとする。

- (1) 登録申請書（別記様式第1号）
- (2) 写真1枚（提出前3月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景であって、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）
- (3) 前条第1項第1号に規定する講習会の受講修了証の写し（申請前1年以内に実施されたものに限る）

2 理事長は、前項の書類等を提出した者が、前条第1項各号に掲げる要件を満足すると認める場合は、相談員として登録し、相談員証（別記様式第3号。以下、「相談員証」という。）を交付するものとする。

3 理事長は、前項の登録をしないときは、その理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録名簿)

第4条 理事長は、前条第2項の登録を行った者を相談員登録名簿（別記様式第4号。以下、「相談員名簿」という。）に登載し、センターのホー

ムページ等で公開するものとする。

- 2 理事長は、県民の閲覧に供するため、島根県及び島根県内市町村に相談員名簿を送付するものとする。

(変更の届出)

第5条 相談員は、第3条第1項の規定による登録申請書の記載事項に変更があったときは、すみやかに別記様式第5号により理事長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 理事長は、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項の登録を抹消するものとする。

- (1) 抹消の申し出があったとき
- (2) 登録の有効期間満了の際、登録の更新がなかったとき
- (3) 登録要件を満足しなくなったとき
- (4) 本制度の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき

- 2 第3条第3項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合について準用する。

(相談員の責務)

第7条 相談員は、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとする。

- (1) 県民からの住まいづくりに関する相談に応じて、良心的かつ誠実に助言を行うこと。
- (2) 相談者に対して報酬を請求しないこと。なお、相談員としての業務の実施にあわせて、当該業務以外の業務を行う場合においてその業務が有償となるときは、相談者に書面を交付してその旨を事前に説明すること。
- (3) 常に相談員証を携帯し、相談者から提示を求められた場合は、これに応じること。
- (4) 相談員の業務を通じて知り得た個人情報、センターの個人情報保護要綱に基づき取り扱うこと。
- (5) 指定講習を積極的に受講するなど、知識や技術力の向上に努めること。
- (6) 島根県及び島根県内の市町村の住宅に関する施策に協力し、県民への情報提供に努めること。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱のほか、この制度の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。